

特別支援教育

1 本道の高等学校等における特別支援教育の現状

(1) 令和6年度「教育上特別な支援を必要としている生徒の状況及び支援の状況の把握」の調査結果（道教委）

令和6年度の調査結果によると、教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する学校の割合は、「第1学年」において、昨年度より増加している。

また、教育上特別な支援を必要とする生徒の割合は、「第1学年」、「第2・3・4学年」のいずれにおいても、昨年度より増加している。

調査対象学年	学校数*1（割合*2）			人数（割合*3）		
	R6	R5	R4	R6	R5	R4
第1学年	98校 (44.3%)	95校 (43.0%)	94校 (42.2%)	340人 (1.5%)	331人 (1.4%)	275人 (1.2%)
第2・3・4学年	117校 (52.9%)	122校 (55.0%)	122校 (54.7%)	622人 (0.9%)	489人 (0.7%)	555人 (1.1%)

*1：全日制、定時制それぞれを1校とカウントしている。

*2：全日制は189校、定時制は32校を分母としている。

*3：人数の割合は、調査時点の在籍者数を分母としている。

(2) 令和5年度「特別支援教育体制整備に関する調査」の結果（道教委）

【通常の学級における要支援者の状況】

質問事項	回答	割合
校内委員会において、特別な教育的支援が必要と判断した理由	知的な遅れはないが、発達の状態等による学習面や行動面の困難がある	48.2%
	知的な遅れによる学習上又は生活上の困難がある	10.9%
個別の教育支援計画及び指導計画の作成・活用状況	個別の指導計画を作成している	51.0%
	個別の教育支援計画を作成している	43.4%
	個別の教育支援計画又は個別の指導計画への合理的配慮の提供内容について明記している	96.7%
	個別の教育支援計画の作成に当たって、他機関と情報共有をしている	95.9%

(3) 「高等学校における特別支援教育支援員配置事業」による支援員の配置

道教委では、高等学校における特別支援教育の充実を図るため、発達障がいを含む障がいのある教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する道立高等学校に特別支援教育支援員を配置している。令和5年度は11校を配置校として指定した。

(4) 特別支援教育スーパーバイザー等（SV、PT）の派遣

道教委は、教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する学校に、各教育局に配置している特別支援教育スーパーバイザー(SV)、又は「特別支援教育パートナー・ティーチャー（PT）派遣事業」により、特別支援学校の教員を次のとおり派遣している。

ア 支援内容

対象となる生徒の状況の把握、管理職等との協議や当該生徒への対応方法等についての助言、個別の指導計画の作成についての校内研修会等の実施などを行っている。

イ 派遣状況

令和5年度は、教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する学校135校のうち、128校に、延べ208回の派遣を行った。今年度は、136校へ派遣する予定である。

	派遣対象 学校数	派遣学校数		
		全体	全日制	定時制
令和4年度	135校	126校	110校	16校
令和5年度	135校	128校	114校	14校
令和6年度	136校			

2 特別支援教育の充実

(1) 合理的配慮の提供

我が国が平成26年に批准した「障害者権利条約」には、障がい者が差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、生涯学習を享受することや、合理的配慮が障がい者に提供されることを確保することなどが盛り込まれている。こうしたことを踏まえ、学校は、生徒・保護者から、学校教育を受けるために個別の変更・調整を必要としている旨の意思の表明があった場合、次の点に留意して、合理的配慮を提供しなければならない。

ア 対話による合意形成

合理的配慮は、生徒一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じ、学校及び生徒・保護者により、発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で提供すること。

その際、学校は、均衡を失した又は過度の負担を課すものであると判断した場合には、生徒・保護者に分かりやすく説明し、実現可能な代替措置を提案するなど、合意形成のための対話の場を設けること。対話においては、現在必要とされている変更・調整は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて共通理解を図ること。

イ 個別の教育支援計画への明記

合意された合理的配慮の内容は、個別の教育支援計画に明記し、当該生徒に関わる教職員、特別支援教育支援員等がプライバシーに配慮しつつ情報を共有すること。

また、進級や進学等の移行期の引継ぎにより、一貫した組織的な支援が行われるようにすること。

ウ 合理的配慮の柔軟な見直し

合理的配慮は、障がいのある生徒が、十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要であり、合理的配慮の合意形成後も、生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、合理的配慮の内容を柔軟に見直すことができることについて、学校及び生徒・保護者との間で共通理解を図ること。

エ 好事例の活用

学校においては、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運営する「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」を活用するなどして、「合理的配慮」の提供例を参考とし、過重な負担とならない範囲で、同様の対応に努めること。

(2) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、生徒一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っており、通級による指導を受ける生徒には必ず作成し、効果的に活用することとなっている。また、通級による指導を受けていない障がいのある生徒にも作成し活用を努めることとしている。

個別の教育支援計画	個別の指導計画
<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の関係機関と連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために作成する計画である。 ○ 個別の教育支援計画を活用することにより、<u>家庭や医療、福祉、労働等の関係機関がそれぞれ行っている支援を共有し、役割を明確にすることで支援の効果を高めることが期待される。</u> ○ <u>中学校から引き継いだ個別の教育支援計画を活用することで、入学前から進路先までの一貫した支援をすることが期待される。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育課程を具体化し、生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成する計画である。 ○ 個別の指導計画を活用することにより、<u>各教科等の指導において、障がいのある生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫をホームルーム担任と教科担任が共有し、計画的、組織的に指導を行うことが期待される。</u>

(3) 校内委員会の機能と特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整、保護者の相談窓口等の役割を担っている。

校内委員会においては、特別支援教育コーディネーターが中心となり、ホームルーム担任や教科担任の気付きについて積極的に交流するなど、幅広く学校全体で特別な教育的支援を必要としている生徒の把握及び状況の共有を図る必要がある。

また、特別な教育的支援を必要とする生徒に対する支援等を検討する際には、まずは学級全体に対して分かりやすい授業の工夫、ICTを含む合理的配慮の提供など、ホームルームの中でできうる方策を十分に検討する必要がある。

加えて、支援の対象となった生徒の支援内容について、定期的に校内委員会に報告するとともに、生徒の状態や支援内容の評価を踏まえて、必要な見直しを行うことが重要である。

(4) 高等学校における「通級による指導」

高等学校に在籍している障がいのある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該生徒の障がいの状況に応じた特別の指導を特別な場で行う教育形態である通級による指導は、学校教育法施行規則の改正により平成30年4月から実施できることとなっている。

通級による指導は、障がいによる学習上や生活上の困難をもつ生徒に対し、その改善・克服を目的に、特別の教育課程を編成して個別の指導を行うものであり、障がいに応じたきめ細かな指導・支援が可能になること、自立や社会参加を図るために必要な能力の育成や、通常の学級における授業の理解促進などにつながることを期待されている。

道教委では、新入生や保護者が通級による指導について理解を深めることができるよう、リーフレットを各高等学校に配付するとともに、高校教育課のウェブページに掲載している。



通級リーフレット
二次元コード

各高等学校においては、制度に対する理解を一層深め、通級による指導を必要とする生徒に対して適切に対応することが求められる。

(5) 病気療養中等の生徒に対する学びの保障

高等学校は、病気療養中等の生徒に対し、教育機会を保障することが求められている。

CHECK

学校教育法施行規則により、高等学校等において、「オンライン授業（インターネット等のメディアを利用して、同時双方向で行う授業）」が実施できることとなっており、「病気療養中等の生徒（入院・自宅療養中等の生徒）」に対し、当該授業を行った場合は、出席扱いとすることができます。病気療養中等の生徒については、医師等の意見等から配信側の授業時間に合わせてオンライン授業を受信することが難しいと学校が判断した場合に限り、本人、保護者の意向を踏まえ「オンデマンド型の授業（事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを活用して配信を行うことにより、生徒が視聴したい時間に受講することが可能な授業）」を行うことが可能です。

また、病気療養中等の生徒等を対象として、教育上有益と認めるときは、高等学校等は授業に代えて通信教育を行うことができます。



高校教育課ウェブ
ページ
二次元コード

3 全ての教員の特別支援教育に係る専門性の向上

令和5年3月に文部科学省から公表された「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」の報告において、障がいのある生徒を含め多様な生徒が通常の学級に在籍していることを前提として、全ての教師が、高い学習効果が得られるよう分かりやすい授業づくりを進め、通常の学級において全ての生徒が安全・安心に学ぶことができるよう、多様性を尊重したホームルーム経営が求められていることが示された。

そのため、全ての教師は、特別な配慮や支援を必要とする生徒の特性等を理解して、実践に生かすことや、組織的に対応するために必要な知識・支援方法を理解し、学習上、生活上の支援を工夫することができる資質能力を身に付ける必要がある。

道教委では、特別な教育的支援が必要な生徒一人一人の障がいの特性に応じた指導や支援の充実に向け、特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付けることができるよう、特別支援教育センターにおいて、全校種の職員を対象とした「特別支援教育基本セミナー」や、高等学校の教員等を対象とした「高等学校コース」の研修を行っているほか、特別支援教育コーディネーターを初めて担当する教員等を対象とした「特別支援教育コーディネーター基本コース」の研修を行っている。また、オンデマンド形式で研修用動画を視聴できる「特センライブラリ」では、「各障がいの理解や関わり方」や「高等学校段階に

おける障がいの特性の理解」などのコンテンツを配信し、特別支援教育に関する基本的事項の理解促進を図っている。



特別支援教育センター
ウェブサイト
二次元コード



特センティブラリ
専用ページ
二次元コード

4 実践事例

(1) 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする生徒に対する効果的な指導

A 高校定時制では、「A 定 WORK-WORK 計画」を全ての生徒の発達を支える教育活動^{※1}として特別活動等に位置付けて実施している。各教育活動では、教育的支援が必要な生徒を含め、生徒一人一人が自分に合った学習方法で学ぶことができるよう、「基礎的環境整備（合理的配慮の基礎となる教育環境の整備）」を充実させている。

ア 「A 定 WORK-WORK 計画^{※2}」（特別活動）の概要等

(ア) WORK-WORK の意味

生徒の学び(WORK)とキャリア発達を促す活動(WORK)とを掛け合わせた取組という意味の名称。

(イ) 身に付けさせたい4つの力

- ① 人間関係を形成する力
- ② コミュニケーション能力を育む力
- ③ 悩みや気持ちの変化に気付く力
- ④ 自らの困りごとを相談できる力

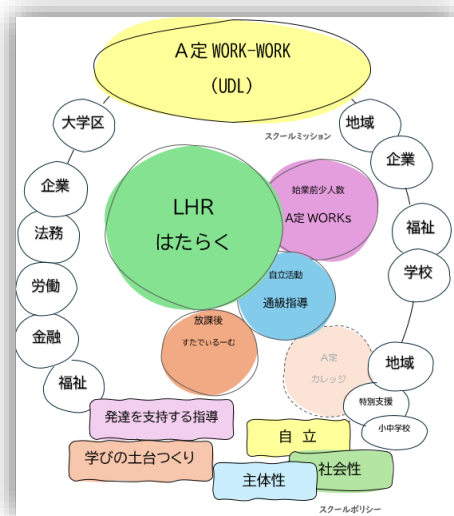
(ウ) 概要

本実践は、特別な教育的支援を必要とする生徒を対象として、令和3年度から始めた取組である。4つの力は、他の生徒にも必要な力であることから、現在は学校全体の取組に広げて実施している。

本計画の実施に当たっては、生徒が入学してから卒業するまで、学年相互の連携が図られ、系統的・発展的な指導となるよう4年間を見通した計画を立案している。

「A 定 WORK-WORK 計画」には、二つのプログラムがある。一つは、生徒が生涯に渡って社会参加することを見越して、将来設計をしたり自己調整したりする活動で構成しており、特別支援教育コーディネータ、学年主任及びホームルーム担任が計画している。もう一つは、積極的生徒指導としての予防的教育の側面から、自己肯定感の醸成やストレス対処、身の回りの課題の解決に係る活動などで構成しており、校内の特別支

【全ての生徒の発達を支える教育活動】



※1 全ての生徒の発達を支える教育活動
二次元コード



【令和6年度A定 WORK-WORK 計画】

実施月日	対象	実施内容
4月4日(木)	1学年	WORK-WORK 生徒の実態把握調査共有
4月17日(木)	1学年	テストバッテリー生徒自己理解調査実施
4月24日(木)	全学年	WORK-WORK 学校生活(学習)アンケート実施
5月8日(水)	全学年	WORK-WORK 学校生活(きもち)アンケート実施
6月5日(水)	4学年	4年「はたらく」アルバイト情報社「就職・進学に向けて必要なことは?」
6月5日(水)	1学年	1年「はたらく」アルバイト情報社「将来のこと、学校生活のこと」
6月12日(水)~	全学年	WORK-WORK 生徒全員面談週間①
6月12日(水)	2~4学年	WORK-WORK HYPER Q-U 検査®の実施
7月3日(水)	4学年	4年「はたらく」ハローワーク職業講話
7月17日(水)	4学年	4年「はたらく」緑土庫の青山「身だしなみ講座」
7月17日(水)	2学年	2年「はたらく」ハローワーク職業講話
8月22日(木)	職員研修①	WORK-WORK 高大連携札幌学院大学「高校生の発達障がい」
8月23日(木)	2学年	WORK-WORK 予防教育③高大連携「自己理解・他者理解」
8月28日(木)	3学年	3年「はたらく」法教育 法務局「インターネット上の人間関係」
9月18日(水)	2学年	2年「はたらく」法教育 法務局「いじめ」
9月18日(水)	1学年	WORK-WORK 予防教育①Youth+「ユースワーカーについて」
10月9日(水)~	全学年	WORK-WORK 生徒全員面談週間②
10月23日(水)	4学年	4年「はたらく」労働局「はたらくワフルール」
10月23日(水)	3学年	WORK-WORK 予防教育③高大連携「アサーティブコミュニケーション」
10月30日(水)	1学年	1年「はたらく」アルバイト情報社「企業講話①」
11月6日(水)	1学年	1年「はたらく」アルバイト情報社「企業講話②」
11月6日(水)	4学年	WORK-WORK 予防教育②Youth+「ユースワーカーについて」
11月20日(水)	2学年	2年「はたらく」アルバイト情報社「企業講話③」
12月4日(水)	職員研修②	WORK-WORK 特別支援教育センター「多様な生徒の特性理解」
12月4日(水)	4学年	4年「はたらく」財務局 将来の金融教育の基礎知識
12月4日(水)	1学年	1年「はたらく」アルバイト情報社「仕事探し」
1月29日(水)	1学年	1年「はたらく」札幌市消費者センター「契約につよくならう」
1月29日(水)	2学年	2年「はたらく」アルバイト情報社「企業講話④」
2月5日(水)~	1・2学年	WORK-WORK 生徒全員面談週間③
2月21日(金)	職員研修③	WORK-WORK 通級指導担当「通級のまとめ」

援検討委員会で計画している。

イ 「A定 WORK-WORK 計画」の特色ある活動

(ア) 「はたらく※³」(特別活動)

a 概要

生徒が自分の将来について考えるための機会を創出するため、企業等の外部人材を講師に招いて講話やワークショップを行っている。全学年で異なるプログラムとなっており、見通しや目的をもって仕事をするなど、働く際に必要な力の育成を目指している。

b 実践のポイント

外部人材の活用を検討する際には、企業等のウェブページが参考となる。実施内容の検討に当たっては、生徒の視点「UDL(学びのユニバーサルデザイン)※⁴」と教師の視点「授業UD」を取り入れた基礎的環境整備が充実するよう企業等側と事前に調整することが重要である。

c 企業に求める「基礎的環境整備」の内容

A校では、日頃から、生徒に提示する投影資料や配付資料を作成する際には、支援を必要とする生徒が記載内容を焦点化、視覚化、共有化しやすくなるよう、右下のとおり配慮しており、企業等にも事前に依頼している。

他にも、電子化した資料を Google Classroom に配信し、生徒が自分のタブレット等で閲覧して、資料全体や文字の拡大、画面の明るさを自由に調整できるようにしている。このように、生徒が学びやすい環境を整えることで、授業に対する生徒の関心を一層高めることができ、結果として全ての生徒が分かる授業につなげている。

(イ) 生徒全員面談(特別活動)

a 概要

生徒が教師との対話を通して、生活面や学習面の目標などを自ら整理する活動であり、四年間で全ての生徒が全ての教員と面談できるよう、年に3回、一人ずつ対面で実施している。

※²「A定 WORK-WORK 計画」
二次元コード



【「はたらく」実施計画】

4学年「はたらく」プログラムについて

1 目的
「はたらく」人を探して、将来の社会生活に必要な力を学ぶ。社会に向けての準備として必要な力を育てる。自分の将来について考えるきっかけとし、自己選択・自己決定に役立てる。

2 実施時期 R6年6月下旬～R6年12月下旬 UHR

3 対象生徒 4学年

4 実施内容 1校時(17:45～18:30)

実施日・実施担当	学習プログラム	協力してくれる外部人材
6月5日(水) 2校時	「北海道未来のこころの参考書」 就職、進学に向けての必要な力は?	北海道アルバイト情報社 キャリア教育担当
7月3日(水) 1校時	札幌新卒応援ハローワーク 就職活動の準備って何から始めるの?	札幌新卒応援ハローワーク 就職 支援ナビゲーター
7月17日(水) 1校時	着こなし講座 身だしなみを整える	紳士服の青山札幌官の沢店 店長
10月23日(水) 1校時	労働場「ワークルール」 就職前に知っておきたいワークルール等について	北海道労働委員会事務局 労働委員
11月6日(水) 1校時	Youth+ワーカーについて 「卒業したあとにも活用できる場所って?」	さっぽろ若者サポートステーション 福祉コーディネーター
12月4日(水) 1校時	金融経済教育 社会に出て先をつけたいお金のこと お金の基礎知識、お金と賢く付き合う方法を学ぶ	金融経済教育推進機構 (調整中)

※長期休みや個別支援として新卒応援ハローワークと連携強化し
校内ハローワーク相談・就活・面接準備セミナー・内定者向け新社会人セミナーを希望者向けに開催している。

※³「はたらく」実施計画
(全学年)二次元コード



※⁴UDL ガイドライン
二次元コード



【生徒に提示する資料への配慮】

- ① 言語表現は可能な限り分かりやすくする。
- ② シンプルで見やすい字体(UDフォント)にする。
- ③ 1ページの情報は少なくする。
- ④ 図やイラストで可視化する。
- ⑤ 読み取りにくい漢字にはルビを付ける。
- ⑥ 漢字の行間・文字間を空ける。

b 実践のポイント

この面談では、生徒に自らの可能性に気付かせることを主眼に置いており、教師は生徒との対話を通じて、「何を達成したいのか」、「どのように実現したいのか」などを言語化させている。特に、コミュニケーションに苦手意識をもっている生徒については、自らの内面を可視化することにより、当該生徒の発達を支える活動につなげている。

また、この取組は、教師にとって日常の授業以外に接点が少ない生徒と面談ができる貴重な機会であり、学科や学年を超えた生徒理解の場となっている。

c 面談の方法

生徒は、面談の前後に、「面談シート※⁵」を活用して、自分の思考を整理し、「目標設定→実行→振り返り→改善」(PDCA)を繰り返す。生徒にとって面談シートは、その時々自分の考えを可視化したものであるため、面談シートを用いて振り返りを行うことで、自分の成長や変容に気付くことができる。生徒は、過去の自分と向き合い、自己理解を深めたり、他者との違いを知ったりすることで、「自己理解・自己管理能力」を身に付けることができる。

面談シートには、過去の自分から未来の自分へと紡いでいく機能があることから、「キャリア・パスポート※⁶」として活用することもできる。

【面談シート】

OHR/面談シート (2024・10月) 科 年 名前 _____
生徒全員面談の時間は10～15分です。 面談日 令和 6年 10月 日

●少し前の自分を振り返ってみよう。

1 6月の面談の中で作成した目標は何ですか？ ファイルを確認し、記入しましょう。

少し前の自分はどうか。

2 1に記入した目標は達成することが記入しましょう。

何故、目標を達成できたのか、又はできなかったのかを振り返る。

●現在の自分に

3 高校生になっ

これからどうしていきたいのか。

4 また、学校生活の中で心配・不安な

※⁵面談シート二次元コード



※⁶キャリア・パスポートについて(「キャリア教育の推進」道教委リーフレット)二次元コード



(2) 「通級による指導」の実際

B校は、長年、通級による指導を行ってきた実績がある。ここでは、新たに通級を始める学校の参考となるよう、B校における通級による指導の決定プロセスから、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成及び実際の指導までを順を追って説明する。

ア 通級による指導の決定までの流れ

B校における通級による指導(自校通級)のプロセスは、次のとおりである。

年次	時期	プロセス
1年次	4月～	生徒本人・保護者からの通級による指導の希望の表明、生徒本人・保護者との教育相談やケース会議などを経て、関係者間で通級による指導の必要性の検討、生徒の実態把握、校内体制整備、生徒・保護者との合意形成などを実施
2年次	4月～	通級による指導の開始、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の策定、自立活動の指導項目と内容の決定と、それぞれの内容を本人、保護者、担任などへ提案
	学期ごとなど	個別の指導計画、自立活動の指導項目と内容の評価、改善
3年次	年度末	個別の教育支援計画、個別の指導計画、指導要録への評価、認定単位の記録
	4月～	2年次に同じ。

なお、生徒の状況により、指導を一時的に休止、終了するケースは考えられる。

イ 生徒の実態把握（アセスメント）

実態把握は、一般的に、生徒の行動観察や面談、諸検査、保護者や医療、福祉などの関係者から収集した情報をもとに、障がいや疾病、特性の状況、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などを的確に把握する。B校では、得られた情報を自立活動の区分と指導項目（6区分27項目）に即して整理することと、WAIS-IVやDN-CASなどの諸検査を実施し、その結果を指導内容、支援の方針などを決定するための実態把握の基本としている。生徒本人が入学前に諸機関で受けた各検査結果も重要な情報である。実態把握の方法として、各学校で独自の様式を定めたツールを活用する学校も多くなっている。

実態把握は、生徒本人の課題を整理するとともに、課題を解決するための手立てにつながる情報や生徒の強みを捉えることも重要である。

ウ 校内体制の整備

通級による指導の開始に当たっては、指導形態（自校通級・巡回通級・他校通級）や指導・支援内容等について、生徒・保護者と合意形成を図ることが重要である。そのためには、校内委員会において、当該生徒に関わる複数の教員が協議に関わる必要がある。B校では、サポート委員会を組織しており、委員会において、関係教員が連携し、誰が、どの段階で、どのように生徒や保護者に関わるかを明確にすることで、適切な指導や支援を提供している。

また、多くの通級指導教室では、生徒と教師が1対1、あるいは小集団での指導を基本としている。対象となる生徒の生活上・学習上の特性に配慮した教室環境の準備や、ICTを活用した教材の整備等も、検討事項として必要不可欠である。

エ 個別の教育支援計画の策定、支援と評価

個別の教育支援計画は、関係機関と連携を図り、長期的な視点に立った支援を行うための計画である。生徒の状況や願い、将来像などを踏まえた支援の目標を、適切な評価時期とともに設定する。計画を複数の関係者間で共有し、通級による指導で身に付けた資質・能力を日常生活や進学先、就労先等で発揮できるようにつなげていくことが重要である。様式は、道教委が公表しているもの以外にも、各自治体などでも提供しているので、B校では、それらを参考に、生徒等の状況に応じて作成している。

<個別の教育支援計画の例（一部）>

支援の長期目標	自身の特性に適した進路を実現することができる。		
長期目標の設定理由	学校では、学習と部活動ともに意欲的に取り組んでいる。周囲と相談しながら、卒業後の進路に対するイメージを形成している。進路を実現しキャリアを形成するには、自己の特性を理解する力と、その特性に適した進路選択が必要となると考え、長期目標として設定した。（令和〇年〇月設定）		
評価・課題	学校の教育活動全体を通じて、自己の特性の傾向が理解できた。周囲の助言などを参考に、自分の特性を適切に発揮できる可能性がある就労先を決定し、進路実現ができた。就労に当たり、相談機関などと連携を深めることが今後の課題である。（令和〇年〇月評価）		
支援の短期目標	必要な支援内容	関係機関・支援者（連絡先）	評価・課題
適切な方法を選択して文章を読むことができる。（令和〇年〇月設定）	通級による指導	●北海道B高等学校 ・学級担任 ○○ ○○ ・通級による指導の担当 △△ △△	長期的な目標を、生徒の実態を考慮して設定し、適切な時期ごとに評価する。

オ 個別の指導計画の策定、指導と評価

B校では、個別の指導計画は、単元や学期、年度などの節目に、教科等ごとの指導の短期目標を設定している。具体的な目標や内容は、自立活動の指導区分と項目に沿って整理し記述する。複数の目標を設定する場合には、各目標を相互に関連付ける視点をもつ必要がある。

< 個別の指導計画の例（一部） >

短期目標	目標を達成するための指導の手だて・配慮事項
適切な方法を選択して文章を読むことができる。（令和〇年〇月設定）	様々な認知機能を使って解決する問題演習や作業などの課題を設定する。課題に取り組みさせる際には、得られた情報を適切に整理すること、解決のための正しい手順があることなどに気付かせ、課題の特徴の捉え方や、課題解決のためのふさわしい読み方を、成功体験を通じて習得させる。問題演習や作業を通じて、適切な方法を選択して文章を読む力の育成を目指す。

できないことをできるようにするという視点だけでなく、できることを更に向上させる視点ももつ。

配慮事項などを具体的かつ簡潔に記述する。

< 自立活動の指導区分と項目をもとにした、指導内容の決定と評価の例 >

指導区分	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
項目	(3) 身体各部の状態の理解と養護	(2) 状況の理解と変化への対応	(2) 他者の意図や感情の理解 (3) 自己の理解と行動の調整	(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用	(5) 状況に応じたコミュニケーション
項目と指導内容の関わり						
指導内容	文と図を継次的に、又は同時に読み取るなど、様々な認知処理過程を使って取り組む問題演習などに関する課題設定と、その解決方法。		状況に応じた課題の把握方法と、自身の傾向の理解。		身体の状況や傾向を理解させ、環境との関わり方が変化する可能性に気付かせるための、姿勢制御などを目的とした協調運動。	
指導場面	通級による指導の時間		授業や日常生活		通級による指導の時間	
評価	【知識・技能】文章の内容を把握できるよう、主語や目的語、述語などを色付きペンで着色し、順序立てて読むことを指導した。授業でも習慣化し、文章の内容を理解する手立てにできた。（令和〇年〇月評価）		【思考・判断・表現】文章を文節ごとに区切ったり、文章と関係する図を結んだりして、視覚的に情報を整理すれば、音読や文章の理解が円滑にできるという自身の特性に気が付くことができた。（令和〇年〇月評価）		【主体的に学習に取り組む態度】スラックラインやバランスボードの課題を設定するとともに、課題に適した身体の動かし方を理解し、円滑に取り組むことができた。（令和〇年〇月評価）	
【短期目標の評価と次年度への引継ぎ】	学習課題に応じて、注意の仕方や情報の整理の方法を知ることにより、円滑に文章の把握や朗読ができた。学習したことを手立てとして、各教科の授業でも取り組めた。（令和〇年〇月評価）					

評価は、指導内容、生徒の変容や次期の課題などを、具体的かつ簡潔に記述する。

カ 指導例と単位認定

自立活動の指導は、生徒が直面している困難の原因を多面的に把握し、段階的に指導や支援をすることにより、個々の生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を養うことを目指している。

高校通級での指導内容は、自己理解、行動の調整、人間関係、コミュニケーション、

進路に関することが多い。B校では自律的な教科学習を行うために必要な自己管理能力の向上に係る学習と、感覚統合的な運動活動の二つの指導内容が主である。指導を通じて、学校生活や教科学習に円滑に適応するための手立てを知り、活用できるようになることをねらいとしている。そのため、ホームルーム担任や教科担任などの関係教職員が、通級による指導のねらいや指導内容を正しく理解し、学校全体で当該生徒の発達を支えることが重要であり、関係教員相互の連携が必要不可欠である。

＜「自立活動（通級による指導）学習指導略案（読むことに難しさを示す生徒の例）」＞

本時の目標		注意機能を適切に使った読み方で文章を理解し、解答を導くことができる。
展開	学習内容	学習内容の評価や、指導上の留意点
導入	<ul style="list-style-type: none"> ■学校生活を振り返り、成果や課題を教師に伝えることで、自己の特性を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■学校生活への適応、対応状況を把握する。
展開	<ul style="list-style-type: none"> ■問題の文章ごとに、注意選択や分割的注意、注意持続、注意転換などの認知機能を適切に使って文章を読む。 ■文章を読むためのふさわしい読み方に気付く。 ■把握した文章の内容を基に解答をまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■文章や図を適切に読み取り、問題の内容を把握できているかを確認する。 ■問題文の把握に困難が生じた場合には、視覚的に情報を整理するなどして、対応できる手立てがあることに気付かせ、実行させる。 ■導いた解答が、問題文の内容と一致しているかを評価する。 【思考・判断・表現】
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ■学習したことを手立てとして、授業や生活においても、円滑に適応、対応しようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■学習したことを手立てとして適応、対応できる具体的な状況に気付かせる。

高等学校における通級による指導は、教育課程の一部に加えて又は替えて単位認定する。B校では加えた単位認定を行い、指導要録には指導計画の評価をもとに記録を記載している。

TOPIC

合理的配慮の決定プロセス

生徒・保護者から、学校教育を受けるために個別の変更・調整を必要としている旨の意思の表明があった場合、当該校が提供することを求められる「合理的配慮」の決定プロセスについて紹介します。

① 生徒本人の「こうしてほしい」から始める。

合理的配慮は、生徒本人抜きに決めてしまうと、その効果が十分に発揮できない場合がある。保護者や先生がよかれと思っても、生徒が嫌がる合理的配慮はうまくいかないケースもあるため、生徒の気持ちを確認することが大切である。

② 生徒本人・保護者と学校、双方の話し合いによって決める。

学校が合理的配慮の内容を**一方的に提示し、決定することは不適切**である。本人・保護者が求める配慮の内容が、均衡を失った又は過度の負担を課すものであれば学校が判断した場合には、生徒・保護者に分かりやすく説明し、実現可能な代替措置を提案するなど、合意形成のための**対話の場を設けることが重要**である。

③ 決定した事項は双方で確認し、個別の教育支援計画等に記載する。

合理的配慮は、学校と保護者・生徒との約束事である。決定したら必ず個別の教育支援計画等に記載するなどして、文書化しておくことが基本である。

< 「合理的配慮の事項」決定の記入例 >

- ・体育館内での音の反響が気になり、体育の授業や行事に集中できないため、イヤーマフを着用。
- ・学校指定のジャージが触覚過敏のため着用できず、似たデザインの体操服を自宅から持参して着用。

④ 生徒の成長とともに見直す。

成長とともに障がいの状態が変わったり、環境の変化により必要な配慮が変わったりすることがある。決定した配慮の内容は定期的に見直し、その時点で必要な配慮は何かを検討することが必要である。

⑤ 担任が変わっても、配慮は引き継ぐ。

学校や学年が変わっても、当該生徒が同じ配慮を受けられるよう、確実に引き継ぐことが大切である。

【合理的配慮の提供例】

「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」
(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)

